

ソフトバンクでんき for Biz サービス特約約款_2年
[低 圧]

令和8年6月1日実施

SB パワー株式会社

 SB Power

電気料金その他の供給条件の内容

ソフトバンクでんき for Biz サービス特約約款_2年[低圧]

第1条 対象となるお客さま

ソフトバンクでんき for Biz サービス約款[低圧]（以下「Biz 約款」といいます。）の対象となるお客さまで、SB パワー株式会社（以下「当社」といいます。）またはソフトバンク株式会社（以下「SB」といいます。）との協議が整ったお客さまを対象といたします。

第2条 供給条件の変更

- (1) 当社は、ソフトバンクでんき for Biz サービス特約約款_2年[低圧]（以下「Biz 特約約款」といいます。）を変更する場合には、Biz 約款第3条（供給条件の変更）を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、Biz 約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、Biz 特約約款、ソフトバンクでんき for Biz 特約料金表[低圧]（以下「Biz 特約料金表」といいます。）または Biz 約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の Biz 特約約款、Biz 特約料金表または Biz 約款によります。
- (3) 当社は、Biz 約款を変更した場合は、Biz 特約約款および Biz 特約料金表を変更することがあります。

第3条 料 金 表

Biz 特約約款の適用に係る電気料金について、当社は、Biz 特約約款とは別に Biz 特約料金表を作成し、Biz 特約約款の適用にもとづく電気料金は、当該 Biz 特約料金表によるものといたします。

第4条 電 気 料 金

- (1) 従量電灯〔北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリアおよび九州電力エリア〕
 - イ 従量電灯 B
 - (イ) 電 気 料 金

電気料金は、基本料金、電力量料金、Biz 約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および Biz 約款別表 6（電力市場連動調整）(1)によって算定された電力市場連動額の合計といたします。ただし、電力量料金は、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が Biz 約款別表 2（燃料費調整）付表に定める基準燃料価格を下回る場合は、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が Biz 約款別表 2（燃料費調整）付表に定める基準燃料価格を上回る場合は、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額

を加えたものといたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

(ハ) 電力量料金

電力量料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

ロ 従量電灯 C

(イ) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、Biz 約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および Biz 約款別表 6 (電力市場連動調整) (1) によって算定された電力市場連動額の合計といたします。ただし、電力量料金は、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が Biz 約款別表 2 (燃料費調整) 付表に定める基準燃料価格を下回る場合は、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が Biz 約款別表 2 (燃料費調整) 付表に定める基準燃料価格を上回る場合は、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

(ハ) 電力量料金

電力量料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

(2) 従量電灯 [関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国電力エリア]

イ 従量電灯 A

(イ) 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、Biz 約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および Biz 約款別表 6 (電力市場連動調整) (1) によって算定された電力市場連動額の合計といたします。ただし、電力量料金は、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) 付表に定める基準燃料価格を下回る場合は、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が Biz 約款別表 2 (燃料費調整) 付表に定める基準燃料価格を上回る場合は、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ロ) 最低料金

最低料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

(ハ) 電力量料金

電力量料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

ロ 従量電灯 B

(イ) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、Biz 約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および Biz 約款別表 6 (電力市場連動調整) (1) によって算定された電力市場連動額の合計といたします。ただし、電力量料金は、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) (1) イによって

算定された平均燃料価格が Biz 約款別表 2（燃料費調整）付表に定める基準燃料価格を下回る場合は、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が Biz 約款別表 2（燃料費調整）付表に定める基準燃料価格を上回る場合は、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

(3) 従量電灯〔沖縄電力エリア〕

イ 従量電灯

(イ) 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、Biz 約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および Biz 約款別表 6（電力市場連動調整）(1)によって算定された電力市場連動額の合計といたします。ただし、電力量料金は、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）付表に定める基準燃料価格を下回る場合は、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、Biz 約款別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が Biz 約款別表 2（燃料費調整）付表に定める基準燃料価格を上回る場合は、Biz 約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ロ) 最低料金

最低料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

(ハ) 電力量料金

電力量料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

(4) 低圧電力〔全エリア共通〕

イ 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、Biz 約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および Biz 約款別表 6（電力市場連動調整）(1)によって算定された電力市場連動額の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）付表に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）付表に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

ロ 基本料金

基本料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

ハ 電力量料金

電力量料金は、Biz 特約料金表のとおりといたします。

第5条 電気料金の算定

各月の電気料金は、第4条に定める従量電灯、従量電灯A、従量電灯B、従量電灯Cまたは低圧電力によって電気料金として算定された金額から、(1)によって算定された金額（以下「Biz 特約割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、Biz 特約割引額は、契約種別ごと、および需給契約ごとに算定いたします。

(1) Biz 特約割引額

Biz 特約割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

Biz 特約割引額 = (2) の割引対象額 × 当社またはSB 個別に定める割引率 (Biz 特約割引率)

(2) 割引対象額

割引対象額は契約種別に応じ、次のいずれかによって算定された金額といたします。

ただし、第7条（特約割引率の適用廃止または変更等）に該当する場合、または月額最低料金が適用される場合には、Biz 特約割引額を適用いたしません。

なお、割引対象額には、Biz 約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および Biz 約款別表2（燃料費調整）ニによって算定された燃料費調整額を含まないものといたします。

イ 割引対象額 = 第4条電気料金(1)従量電灯〔北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリアおよび九州電力エリア〕イ従量電灯B (ハ) 電力量料金によって算定された電力量料金

ロ 割引対象額 = 第4条電気料金(1)従量電灯〔北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリアおよび九州電力エリア〕イ従量電灯C(ハ) 電力量料金によって算定された電力量料金

ハ 割引対象額 = 第4条電気料金(2)従量電灯〔関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国電力エリア〕イ従量電灯A(ハ) 電力量料金によって算定された電力量料金

ニ 割引対象額 = 第4条電気料金(2)従量電灯〔関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国電力エリア〕イ従量電灯B(ハ) 電力量料金によって算定された電力量料金

ホ 割引対象額 = 第4条電気料金(3)従量電灯〔沖縄電力エリア〕イ従量電灯 (ハ) 電力量料金によって算定された電力量料金

ヘ 割引対象額 = 第4条電気料金(4)低圧電力〔全エリア共通〕ロ基本料金によって算定された基本料金

(3) Biz 特約割引率

Biz 特約割引率は、当社が個別に定める率（パーセント）とし、小数点以下第2位までの値といたします。

また、Biz 特約割引率は、契約種別および需給契約ごとに設定いたします。

第6条 需給契約の成立、契約期間および契約更新

Biz 特約約款における需給契約、契約期間および契約更新期間は以下のとおりとします。

- (1) 需給契約は、需給契約に係る申込を当社またはSBが受領した日とし、原則として書面または電磁的方法による申込日に成立するものいたします。
- (2) 契約期間は、この需給契約が成立した日から料金適用開始の日の属する月を1月目とし、以降、24月目の末日を契約期間満了日とする期間といたします。
- (3) 契約更新は、2年ごとに同一条件で更新されるものいたします。

第7条 Biz 特約割引率の適用廃止または変更等

次のいずれかに該当する場合、当社は、原則として Biz 特約割引率の変更または廃止をし、もしくは Biz 特約割引額を適用しないことがあります。

- (1) 需給契約の申込み後に需給契約の申込みを取り消した場合
- (2) 需給契約の成立後に需給契約が消滅した場合
- (3) Biz 特約約款の対象となる需給契約の数、契約電流、契約容量または契約電力が変更になった場合
- (4) Biz 約款または Biz 特約約款の改定による電気料金単価の変更、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率の変更、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の託送供給に関する供給条件等の改定、関連する法令等の改正またはその他当社が必要と判断したときは、当社は、お客さまに適用した Biz 特約割引率を見直すことがあります。

上記(1)から(4)に該当する場合の判定は、毎月20日時点での需給契約の内容にもとづき行なうものとし、その翌月以降、当社が指定した月に Biz 特約割引率の変更または廃止、もしくは Biz 特約割引額の適用を除外させるものいたします。

第8条 そ の 他

- (1) 当社またはSBは、必要に応じて、お客さまの需給契約の内容が確認できる資料またはその他必要な資料を提出していただくことがあります。
- (2) お客さまが需給契約の変更または消滅させる場合は、あらかじめ当社またはSBに申し出ていただきます。
- (3) 当社またはSBは、Biz 約款に準じて日割計算を行ない、電気料金を算定いたします。
- (4) お客さまおよび当社またはSBは、Biz 特約約款または需給契約に関連して作成される書面等の内容、もしくは Biz 特約約款または需給契約の締結およびその履行に際して知れた相手方の情報（ただし、情報の提供時にすでに所有していることが立証できるもの、情報の提供時に公知であることが立証できるもの、情報の提供後に自己の責によらず公知となったことが立証できるもの、情報の提供後に第三者から適法に入手したことが立証できるもの、および法令により開示することが義務づけられたものを除きます。）については、事前に相手方の書面による承諾をえない限り、第三者（お客さままたは当社の業務運営上とくに必要な場合で、弁護士、公認会計士、税理士等あるいはお客さままたは当社から委託を受けて Biz 特約約款需給契約またはこれに関連する業務を実施する者を除きます。ただし、お客さままたは当社は、当該開示先に対し、自らと同様の守秘義務を課すことを条件といたします。）に対して開示してはならないものいたします。
- (5) Biz 特約約款に定めのない事項または Biz 特約約款によりがたい特別の事項については、Biz 約款に定めるところによるほか、お客さまと当社またはSBとの協議によっ

て定めるものといたします。

附 則

1 実施期日

Biz 特約約款は、令和 8 年 6 月 1 日から実施いたします。

2 電力市場連動調整についての特別措置

2026 年 6 月 1 日以降に当社が申込みを受付した需給契約、または 2026 年 7 月 1 日以降に契約種別の変更を受付した需給契約については、Biz 約款別表第 6 条の規定は適用いたしません。

令和 8 年 6 月 1 日